

誹謗中傷をなくそう共和国

表現の自由と誹謗中傷

2022年3月4日

天皇誕生日会見～ネット上の書き込みなど 「異なる考えを持つ人々にも配慮を」(2月23日)

天皇誕生日の会見で

- 週刊誌報道やインターネット上の書き込みについては、「人々が自分の意見や考えを自由に表現できる権利は憲法が保障する基本的人権として誰もが尊重すべきものですし、人々が自由で多様な意見を述べる社会をつくっていくことは大切なことと思います」と述べ、「一般論になりますが」と前置きをした上で、次のように語った。
- 「他者に対して意見を表明する際には、時に、その人の心や立場を傷つけることもあるということを常に心にとどめておく必要があると思います。他者の置かれた状況にも想像力を働かせ、異なる立場にあったり、異なる考えを持つ人々にも配慮し、尊重し合える寛容な社会が築かれていくことを願っております」

自由な発言はどこまで認められるか

▶わたしたちが自由に発言できるのは、憲法第21条で『表現の自由』が認められているから

表現の自由って何？

憲法21条？

民主主義の根幹をなす重要な権利

19条で認められている思想・良心の自由、つまり個人の思想や意見など内心の自由を、表現を通して自己実現や政治的な意思決定に関与していくための重要な権利

第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

表現の自由がみとめられるから何を言ってもOKなの？

表現の自由は、みんなに認められている権利
誰か一人にだけ認められたものではない

他の権利・他の人の権利との衝突
がある
調整が必要

手掛かりは？

憲法13条
幸福追求権

刑法

個人のプライバシー

名誉？

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

名誉棄損をするような表現があったとき

プライバシーと表現の自由との調整

プライバシー権は、憲法13条が根拠となる。憲法で認められている権利と権利の衝突があるときは、調整が必要

具体的には・・・

- プライバシーにかかる情報を公開されない権利のこと
- プライバシーにかかる権利とは、あなたが公開していない個人的な事柄のこと
例えば、病歴、身体的特徴、結婚・離婚歴、犯罪歴、日常生活に関することなど

つまり他人の公開されていない個人的な事柄を公開することはプライバシー権を侵害することになる！

刑法で名誉棄損として調整を図っている

名誉棄損との関係 刑法230条の2

◆名誉毀損的な表現

人の名誉を傷つける表現は、無制約に認められるわけではなく、名誉棄損行為は、刑法の名誉棄損罪として刑事罰の対象となります。

でも、例外的に名誉棄損、プライバシー侵害にならないこともある

それは、

情報を公開することが、高度に公益性が認められるとき

たとえば、国会議員や犯罪行為に関する事実については、社会的価値が認められる場合がある。

逆に言うと、一般の人の場合は、公共性・公益性共に認め難いのでこれを公開する行為はプライバシー権侵害になる可能性大

SNS等の誹謗中傷と表現の自由の関係

「プロバイダー責任制限法」

➤プロバイダー責任制限法とは、個人の権利を侵害する情報を発信した場合、その情報発信者に関する情報を開示請求できる権利、を定めた法律のこと

➤誹謗中傷と表現の自由の線引きは難しい問題なので

被害者救済

表現の自由

• の両方に配慮したインターネット環境の整備に取り組んでいます。

SNS等の誹謗中傷と表現の自由の関係

違法な情報

権利侵害情報

〇〇はヤブ医者である(名誉毀損)
海賊版サイト(著作権侵害)

その他の違法情報

児童ポルノ・わいせつ物
麻薬・危険ドラッグの広告

違法ではないが有害な情報

公序良俗に反する情報

死体画像(人の尊厳を害する情報)
自殺を誘引する書込み

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト
暴力的な表現

国による制度整備

プロバイダ責任制限法

- 権利侵害情報に関して、プロバイダが情報の削除を行わなかった場合・行った場合のそれぞれについて、**プロバイダの損害賠償責任の免責要件**を規定
- 権利侵害情報に関して、プロバイダが保有する**発信者の情報の開示を請求できる権利**を規定

事業者団体による自主的取組

契約約款モデル条項

- 誹謗中傷の書込み等を**禁止事項**とし、これに反する場合の**削除等**を規定する利用者との約款のモデルを提示

関係ガイドライン

- 具体的に削除すべき事例や参照すべき裁判例を示した各種ガイドラインを作成

相談への対応

違法・有害情報相談センターの設置・運営

- インターネット上に流通した違法・有害情報による**被害の相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等をアドバイス**

引用

総務省 | インターネット上の違法・有害情報に対する対応(プロバイダ責任制限法) (soumu.go.jp)

End of Documents